

公 示 日 : 2023 年 9 月 20 日 (水)

調達管理番号 : 23a00602

国 名 : バングラデシュ国

担 当 部 署 : 社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

調 達 件 名 : バングラデシュ国持続的な橋梁維持管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 10 月下旬から 2023 年 12 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.50、国内 0.50、合計 1.00
- (3) 業務日数 : 準備期間                      現地業務期間                      整理期間  
6 日    15 日    4 日

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2023 年 10 月 4 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」  
の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年10月16日（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針      | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点  |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- |                |     |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験      | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点  |
| ③ 語学力          | 16点 |
| ④ その他学位、資格等    | 16点 |

(計100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	バングラデシュ国及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

バングラデシュ国では、堅実な経済成長を背景とした人流・物流の増加に伴い、国内輸送需要は年間約 8%の伸びを示している（バングラデシュ計画省総合経済局（General Economics Division, Bangladesh Planning Commission）、2020年）。輸送需要とそれに伴う大型車交通量の増加に伴い当国の道路・橋梁への負担も増加しており、2020年3月に発表された同国の国家計画「展望計画 2021-2041（Perspective Plan of Bangladesh 2021-2041）」では、輸送需要のうち約8割を占める道路輸送の信頼性を確保するため、適切な道路維持管理による強靱性のある道路輸送ネットワークの確保が重要課題の一つとして掲げられている。当国の道路ネットワークの特徴として、国土に広く網目のように発達した大小の河川を道路が横断することから橋梁整備の必要性が高いことが挙げられる。それゆえ当国では我が国の有償資金協力による橋梁整備を含め多数の橋梁建設事業が実施されてきた。

これらの橋梁の維持管理について、JICAは橋梁維持管理プロジェクト（2015年度～2018年度）、道路橋梁維持管理アドバイザー（2021年度～2023年度）等の技術協力を通して、橋梁マネジメントシステム（Bridge Management System, BMS）の整備、及び橋梁維持管理に係る各種マニュアルの整備を支援してきた。他方で、一連の橋梁維持管理サイクル（点検、損傷分析評価、劣化予測、ライフサイクルコスト検討、優先度判定、補修設計・工事及びこれら一連の活動のデータベースへの記録）の実践は端緒にすぎたばかりであり、同サイクルの確立に向けた効率的な運用（データベースへの入力、データの利活用）には課題が残って

いる。また、当国では関係機関の人員不足を背景に、橋梁維持管理に係る業務の外部委託化を進めている。しかし、橋梁点検業務を受注できる民間事業者の数は限られ、また関係機関の発注・監督・検査能力及び民間事業者の技術力も十分とは言えないために橋梁点検計画が計画通りに実施されない等の課題が生じている。

以上のような背景を踏まえ、バングラデシュ国政府は我が国に対し「持続的な橋梁維持管理能力向上プロジェクト（以下、本プロジェクト）」の実施に係る支援を要請した。本プロジェクトでは関係機関における民間事業者を活用した橋梁維持管理能力の向上を図る。これにより一連の橋梁維持管理サイクルを確立し、もって当国の橋梁の状態の改善に寄与することを目的とする。

今回実施する詳細計画策定調査では、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理、分析する。その上で、バングラデシュ国政府関係機関との間でプロジェクトの実施体制及び活動内容等について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M: Minutes of Meeting、以下「M/M」）の締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2023年10月下旬～2023年11月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② バングラデシュ国側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）

を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整をおこなう。なお作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。

- ③ PDM (Project Design Matrix) 案 (和文/英文)、PO (Plan of Operations) 案 (和文/英文)、R/D (Record of Discussions) (案) (英文)、M/M (Minutes of Meetings) (案) (英文) を検討し、作成に協力する。
- ④ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2023年11月中旬～2023年11月下旬）

- ① JICAバングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② バングラデシュ国側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D : Record of Discussions）を他分野の団員の助言も踏まえ検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レ

- ファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
  - ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAバングラデシュ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2023年11月下旬～2023年12月下旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年12月22日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

---

<sup>1</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本～シンガポール／バンコク～ダッカ（直行便含む）を標準とします。

### （2） その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律13,500円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

## 10. 特記事項

### （1） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は2023年11月11日～11月25日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

エ) 橋梁維持管理計画（JICAが別途契約するコンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICAバングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：想定される現地調査先について、受注後の初回打合せにて提示願います。必要に応じて、バングラデシュ国関係機関とのアポイント取り付けを JICA が支援します。

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、[imgtr@jica.go.jp](mailto:imgtr@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。
  - ・提供資料：「本プロジェクトの要請書」
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・バングラデシュ国 橋梁維持管理プロジェクト事業完了報告書  
([https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615\\_101\\_12323507.html](https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615_101_12323507.html))
  - ・バングラデシュ人民共和国 ダッカ都市交通マネジメントプロジェクト詳細計画策定調査報告書  
([https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710\\_101\\_12177135.html](https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_101_12177135.html))
  - ・開発途上国における橋梁維持管理にかかる支援に関する調査（プロジェクト研究）最終報告書（2019年2月）  
([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/615/615/615\\_000\\_12331633.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/615/615/615_000_12331633.html) )
  - ・道路アセットマネジメント人材育成計画に関する基礎情報収集・確認調査報告書」（2019年4月）  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12340188.pdf>)
- ③ 本契約に関する下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」



イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上